

犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に係る審査基準の改定概要

1 趣旨

審査基準の参照先である犯罪被害給付制度事務処理要領の改正が行われたことから、参照先を改正後の犯罪被害給付制度事務処理要領に変更する。

2 改定内容

審査基準の参照先を「犯罪被害給付制度事務処理要領」（令和7年5月27日付け警察庁丙犯被発第6号別添）から、「犯罪被害給付制度事務処理要領」（令和8年1月19日付け警察庁丙犯被発第1号別添）に変更する。

3 施行日

令和8年2月4日